

## ルールを守って、安全でうるおいのある景観形成を

屋外広告物は、適正に表示されれば、街のにぎわいを演出したり、経済・文化活動などの社会生活に必要な情報を提供するなど、非常に有意義なものです。

一方で、無秩序、無制限に表示されれば、広告としての本来の役割を果たさなくなるばかりか、自然や街のもつ美しさを損なうこととなります。また、設置や管理が適切に行われなければ、倒壊や落下によって、思わぬ事故が発生する場合があります。

そこで、青森県では、屋外広告物法に基づき青森県屋外広告物条例により、屋外広告物の表示や設置についてのルールをつくり、必要な規制を行っています。

なお、青森市・八戸市及び弘前市の区域では、それぞれ「青森市屋外広告物条例」、「八戸市屋外広告物条例」、「弘前市屋外広告物条例」が適用されます。

屋外広告物も景観の一部です。ルールを守って、私たちの住む街の景観を安全でうるおいのあるものとしましょう。

# 屋外広告物規制の あらまし

# 屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの」をいいます。

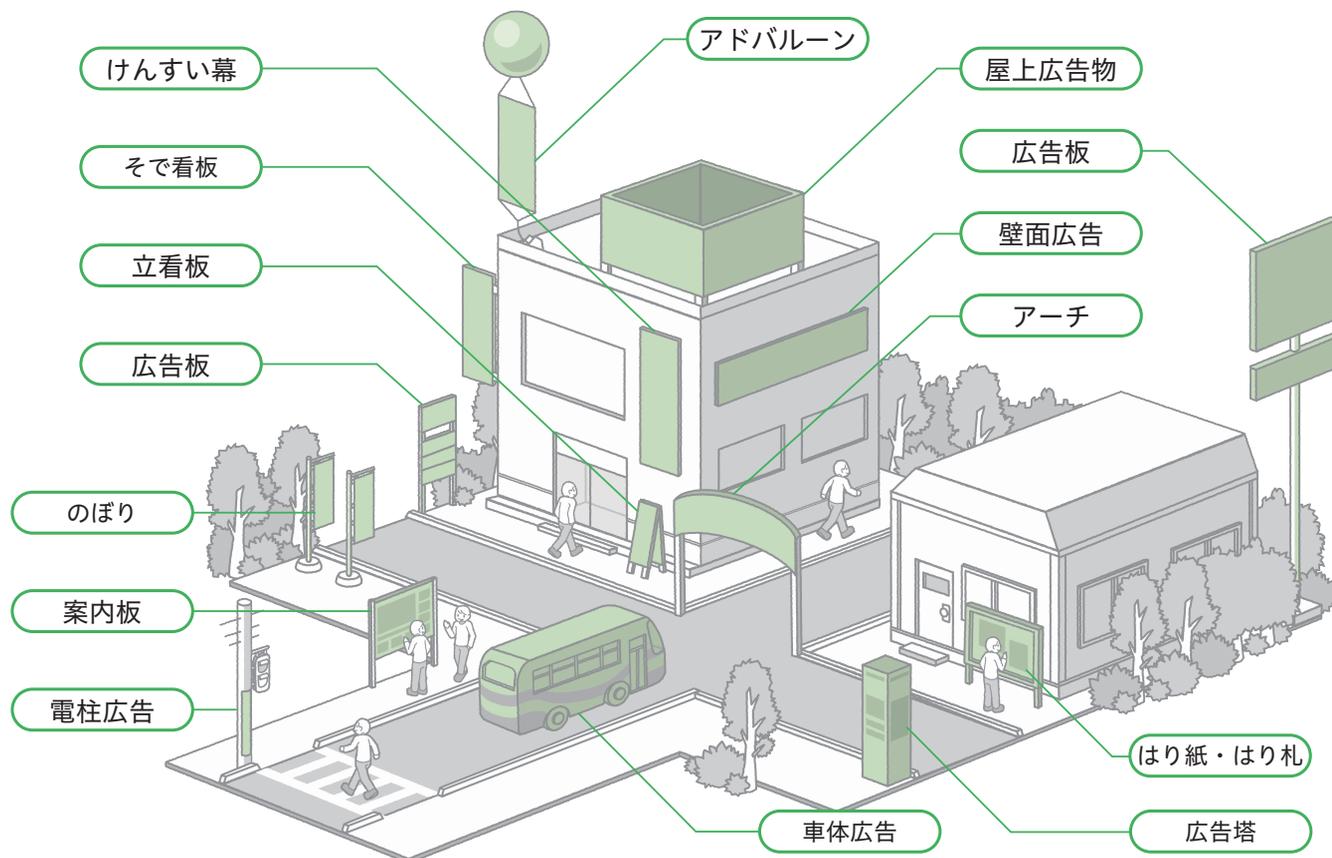
この要件に該当する広告物であれば、商業広告にかかわらず、非営利のもの、公共目的のものであっても、表示する内容にかかわらず規制の対象となります。

なお、街頭で配られるビラやチラシの類は、定着性がないことから屋外広告物には該当しません。また、駅構内や野球場にいる人のみを対象としたものなどは、「公衆に表示」されているとは言えず屋外広告物に該当しません。

## 注 意

このパンフレットは、屋外広告物の規制をより多くの方々に理解していただくため屋外広告物条例の内容を簡単にまとめたもので、規制の全てを記載したものではありません。実際に屋外広告物を表示・設置する際には、県都市計画課又は市町村屋外広告物担当課に詳細をお問い合わせください。

## 街中の様々な屋外広告物



# 屋外広告物規制の4本柱

屋外広告物の規制は、景観上の観点または安全上の観点から、大きく分けて次の4つの柱に基づいて行っています。

## 屋外広告物の規制

### 1 禁止広告物【条例第3条】 ...p3

県内全域、どのような場合でも一切表示・設置することができない広告物です。

### 2 禁止物件【条例第5条】 ...p4

地域に関係なく、原則として広告物を表示・設置できない物件です。

### 3 禁止地域【条例第4条】 ...p5

広告物の表示・設置が、原則として禁止される地域・場所です。

### 4 許可地域【条例第6条】 ...p6

広告物を表示・設置するためには、原則として許可が必要な地域です。

※許可地域は、自然景観に配慮するために定められた **自然景観型許可地域** と、賑わいある街並みの形成を促進するために定められた **市街地景観型許可地域** があります。(平成29年10月1日～)

良好な景観の形成・風致の維持  
公衆に対する危害の防止

## 広告表示者等の義務

### すべての広告物に共通して順守すべき義務

広告物の表示者等は、屋外広告物を表示・設置する場所、広告物の種類に関係なく、次の義務を守らなければなりません。

#### 広告物の管理義務【条例第17条】

屋外広告物の表示者等は、表示した広告物について、補修その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければなりません。

#### 広告物の点検【条例第17の2条】 (平成29年10月1日～)

表示者等は、規則で定めるところにより、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければなりません。

#### 広告物の除却義務【条例第18条】

許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、表示等の必要がなくなったときなどは、5日以内に広告物を除却しなければなりません。また、除却した場合は、市町村にその旨を届けなければなりません。